

(認定・不認定) 通知書

消大署(認)第 1号
平成28年 / / 月 / 日

(申請者)

住所 群馬県邑楽郡大泉町朝日五丁目24番1号

公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団

氏名 理事長 川田 登志雄

太田市消防本部

大泉消防署長 塚越 達男



消防法第8条の2の3第3項の規定により、平成28年10月12日付で申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、(認定する・認定しない)ことを決定したので通知します。
なお、この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に太田市消防本部消防長に対して審査請求をすることができます。

記

防火対象物	所在地	大泉町朝日五丁目24番1号
	名称	大泉町文化むら生涯学習センター
	用途	公会堂
認定の効力が生じる日		平成28年11月 1日
認定しない理由		
特記事項		

- 備考
- 1 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合には認定しない理由を記載すること。
 - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。